

所

BULLETIN

版

DE LA

有

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

明治二十四年二月發兌

大日本監獄協會

第參拾四號

會 告

一本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振込の事

一會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

一會計に關せざる往復文書は

東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿三年三月廿五出版權所有

明治廿四年一月三十日印刷

明治廿四年一月三十一日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

佐野 尚

印刷人

東京本所區外手町十一番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區北町拾五番地

大日本監獄協會事務所

(電言省認可)

(東京並木活版所印行)

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 三 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 四 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 五 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 六 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 七 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 八 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 九 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十一 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十二 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十三 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十四 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十五 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十六 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十七 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十八 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十九 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 二十 監獄ノ改良ニ關スル事
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト學問上ノ研究ヲ行フ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ頒布ス
- 第六條 本會ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 二 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 三 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 四 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 五 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 六 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 七 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 八 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 九 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十一 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十二 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十三 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十四 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十五 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十六 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十七 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十八 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 十九 監獄ノ改良ニ關スル事
 - 二十 監獄ノ改良ニ關スル事
- 第七條 本會ノ通信又ハ寄書
- 第八條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一 推戴員
 - 二 特別會員
 - 三 會員
 - 四 推戴員
 - 五 特別會員
 - 六 會員
 - 七 推戴員
 - 八 特別會員
 - 九 會員
 - 十 推戴員
 - 十一 特別會員
 - 十二 會員
 - 十三 推戴員
 - 十四 特別會員
 - 十五 會員
 - 十六 推戴員
 - 十七 特別會員
 - 十八 會員
 - 十九 推戴員
 - 二十 特別會員

- 第四條 維持會員
 - 一 正員
 - 二 推戴員
 - 三 特別會員
 - 四 會員
 - 五 推戴員
 - 六 特別會員
 - 七 會員
 - 八 推戴員
 - 九 特別會員
 - 十 會員
 - 十一 推戴員
 - 十二 特別會員
 - 十三 會員
 - 十四 推戴員
 - 十五 特別會員
 - 十六 會員
 - 十七 推戴員
 - 十八 特別會員
 - 十九 會員
 - 二十 推戴員
- 第五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
- 第六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十一條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十二條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十三條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十四條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十六條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十八條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第十九條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第二十條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス

- ## 第參拾四號目次
- 加入人名
 - 官報
 - 數件
 - 特別會員寄書
 - 維多利亞監獄論
 - 賞表授與の慎重を望む
 - 一房一人拘禁上の注意
 - 監獄則施行細則問答
 - 智利國監獄制度
 - 獨逸國監獄法
 - 露國萬國監獄議會第一第二第三第四
 - 獄事雜纂
 - 監獄經濟の會計
 - 看守精勤證書授與二件
 - 寄書
 - 正員岡部伊三郎君の監獄則の實踐に答ふ二件
 - 本會記事
 - 雜品本會名譽會員三條實美公薨去五八
 - 外數件

大日本監獄協會雜誌第三十四號

明治廿四年二月

○ 本年一月以來正員として本會へ加入せられたる諸君は左の如し

東京府 川崎千虎君

神奈川縣 角田源之助君 稻見昇君 渡邊武藏君 柳下庄藏君

兵庫縣 濱尾よね君 陰山捨三君

福島縣 上田林之助君 相良頼晴君

新潟縣 國井俊章君

石川縣 中橋濟君

靜岡縣 片桐理造君

北海道廳 吉田千太郎君 丹羽族君 國行要造君 境谷通亮君

埼玉縣 今澤信清君

大阪府 近藤穢輕君

滋賀縣 鶴飼輔太郎君

福岡縣 立原 甚藏君 藤田 俊範君

官報

自明治二十四年一月十六日
至明治二十四年二月十四日

●辭令

東京集治監會計主務官申付

軍法會議並監獄巡視トシテ名古屋大阪廣島熊本松山小倉へ被差遣

東京集治監書記 增村 嘉則
理事 渡邊 央
北海道德典獄 安村 治孝

樺戶集治監器具器械費中官用上必需ナラサル高價ノ乘用馬車ヲ購入シタル段不都合ニ付經費ス
●雜事

非職滿期 非職假留監典獄阪部寔ハ廿三年十二月二十一日非職滿期トナレリ

監獄會議 大分縣大分監獄署ニ於テ一月十九日ヨリ各監獄支署長ヲ召集シ本年第一期獄事會ヲ開

キ獄務上ニ關スル要項ヲ議シ全二十日議了閉會セリ

監獄移轉 福島縣中村監獄支署廳舍新築落成ニ付一月二十七日宇多郡中村町大字中村字川原町へ移轉セリ

監獄支署廢止 佐賀縣ニ於テハ一月十五日限リ伊万里監獄支署ヲ廢シ刑事被告人及刑期十日以下ノ輕禁錮囚并ニ拘留囚ハ全地警察署ニ拘禁シ其他ノ囚人ハ唐津監獄支署へ押送セリ

衛戍監獄移轉 仙臺衛戍監獄ハ一月二十三日仙臺市龜ヶ岡町へ移轉セリ

國事犯罪者處分ニ關スル諸外國へノ照會 獨國宰相フォンカブリウハ目下佛國ヲ首トシ諸外

國政府ニ對シ社會黨問題ニ關シテ照會中ナルカ右照會ノ目的ハ社會黨國事犯罪者ニシテ若シ一國ヨリ逐ハルトキハ其國ニ對シ隱謀ヲ企ツルカ如キ危險アル者ヲ他國ニ於テ處分スルノ方法ニ關シ列國間ニ於テ規約ヲ定ムルニアリ然ルニ英國ハ他國ニ於テ國事犯罪ヲ犯シ亡命シ來レル者ニ對シ容身ノ地ヲ與ヘサルハ非理ナリト主張ス是レ此規約ヲ締結スルノ途ニ當レル一大困難ナリト云フ

昨年十二月二十一日(去月二十九日)香港デイループ(電報)九日伯林發電報

假出獄認可及停止人員 昨二十三年九月ヨリ同十二月マテ假出獄ヲ認可セシ人員總計ハ百七十人

又假出獄停止セシ人員ハ十一人ニシテ其廳府縣別等ハ左表ノ如シ

假出獄認可人員府縣別

廳名	人員	廳名	人員	廳名	人員
警視	六	三重	一	青森	三
京都	一	愛知	五	山形	一
大阪	一八	靜岡	七	秋田	一
神奈川	七	滋賀	四	福井	二
兵庫	六	岐阜	四	富山	二
新潟	三	長野	八	廣島	五
埼玉	一	宮城	三	山口	一
群馬	九	福島	一	和歌山	七
栃木	九	岩手	一	德島	六
				合計	一七〇

罪名別	人員	罪名	人員	罪名	人員
貨幣偽造	五	私印文書偽造	二	自殺下手	一
貨幣變造	六	謀殺	一	幼女姦淫	一
官文書偽造	三四	謀殺未遂	八	監守盜	二四
官文書變造	二	故殺	八	竊盜	二
官文書毀棄	一	故殺未遂	一	竊盜從犯	一
官印偽造	三	毆打致死	一〇	持兇器竊盜	一
官印盜用	九	毆打創傷	一	強盜	二七

假出獄停止府縣別

廳名	人員	廳名	人員	廳名	人員
北海道	一	神奈川	一	巖手	一
兵庫	一	三重	二	石川	一
茨城	一	愛知	一	愛媛	一
				福岡	一
				合計	一一

衆議院に於ける白根内務次官演説一節(監獄巡閲の必要) 内務本省の旅費で御坐いますが、是は二万有餘のもので御坐ります、其の二万の中には旅費の事で御坐いますから、必要のときに當つて官吏を派遣し、其の要務を辨するのと御坐りますから、豫め期せられは致しませぬ、去ながら此の旅費の中には凡年中に極つて矢張巡回をせねばならぬものと、又其の時々必要があつて要す

る所のものと此の二つあります、然うしまして先づ此の年中必要のあるものは此の今一寸枚舉する譯には参りませぬが、極めて必要のあると云ふ旅費は如何なる事かと申しますと、監獄の巡閲はは監獄則に、内務大臣は随時に監獄巡閲官をして巡閲せしむると云ふものが監獄則にあります、ぢやに依つてどうしても是は出さにならぬ、又出さねば實に數万の在囚の待遇上に於てまして、此の待遇の如何に依つては、實に人民の甚だ苦痛を感ずると云ふおどになりますれば是非出さねばならぬ、其の金が二千なんぼと云ふものになる

特別會員寄書

同學者の需め辭し難く淺識耳學を顧みず今茲に往年予か放洋停泊の日聊か見聞領解したる維多利亞府獄制の一斑を漫述せん請ふ恕せよ夫の迦師に講する沙彌の口吻に似るを

小原重哉講書

維多利亞監獄中の禁囚に與ふる飲食藥餌衣服及び修營等に用ふる諸品物は一ヶ年限の包管人を設けんか爲め毎歲十一月十一日より同廿五日に迄の間其表を記して市街所々に貼出し商賈をして投票せしめ其中價を採用す何となれば上價は官の耗費となり下價は包管人の義邊を徴發せらるゝの階梯ともならんを慮り因

て中價を採用するを法とす其概畧の次第左に開欸の如し

包管人と官司と條約を爲す文牒の例

條約契帖の事

何年何月何日大不列顛國皇帝代理維多利亞府監獄の掌印官と維多利亞府内商人何某と左件の如く條約致せしむる實なり然る上は當十二月一日より來十二月一日まで一ケ年の間主使せらるゝ所の品物は何時にても多少に拘らず別記の估價にて納入致す可く候萬一品物粗惡にして官用に適はざるときは快疾精品と交換すへし若し交換遲延に及び官用の估價となり他商より買取せられたるときは其價金を賠償し仍ほ遲延の責令として十弗以下の義錢徵發の命令あるとも敢て辞せず乃ち其義錢及び價金は後の月納物の價内にて除算せらるゝ事

但し義錢徵發は下等斷事所の審裁を得へし

粗惡なる品物納入并に交換遲延等孰れも三回に及ぶときは掌印官の意見を以て包管人の保證金全額追奪せらるゝとも勿論口舌を爲さず但し此包管の官用決して約條外の者へ關切せしめを滿期迄確と其責に任し可申事

年月日 包管人

何某 押判

維多利亞府何房何號穀類牙脣

維多利亞府

監獄の掌印官 押判

右押判は勿論氏名も必ず各自之を手著す

政府に直管の監察官蒞之

右押判氏名を記する前の如し

保舉人より納むる證書の文例

此般維多利亞府穀類牙脣何某官用物納入の包管致したるにつき同府の商人何某等兩人右保舉に相立牙脣何某より弗二千枚保證金として完納せしむ可く候然る上は縱令本人殞命致すとも克家人より納了せしむへく候若し家道却運等にて克家の力に能はざる節は保舉の兩人より弗一千枚つゝ辨納致す可く万一人殞命それは牙脣と同一理に所置せられ可然候仍之氏名押判を手著したる一書を提供して此誓の執照とす何年何月何日條約致し候事謹正也

包管人維多利亞府何房何號穀類牙倫
年月日 何某 押判

同府何房何號何商

保舉人 何某 押判

同府何房何號何商

同 何某 押判

政府に直管の監察官蒞之

右氏名押判を記する前の如し

右証文の趣意は穀物牙倫何某食物藥餌其外諸品物等今日の條約を踐み當十二月一日より來十二月一日まで納入致すへし若し背約せしときは前書の証文に照し所置を蒙り候ども絶て分疏不致候事

維多利亞府何房何號穀類牙倫

包管人 何某 押判

同府何房何號何商

何某 押判

同府何房何號何商

同 何某 押判

政府に直管の監察官蒞之

右氏名押判を記する前の如し

第一

別記品物詳書の差等左の如し

歐米人一人へ給與する一日の食料及び品物

薯或は時の菜二「パウンド」麵包二「パウンド」牛豚の正肉二「パウンド」四分の三

茶二「パウンド」三十六分の一 砂糖二「パウンド」五分の一 鹽二「パウンド」三十六

分の一 薪二「パウンド」シャボン二「パウンド」三十分の一

右一人へ與ふる八品の合價若干

支那及び印度人一人へ給與する一日の食料及び品物

精鹽二「パウンド」又は二「パウンド」十六分の十三食膏二「パウンド」百二十五分の一

鹹魚 但七日の間、に三日食する分「パウンド」十六分の三 野菜 但七日の間に二日食する分一日分「パウンド」又は「パウンド」十六分の三 鮮魚「パウンド」十六分の六 チョブチ「パウンド」十六分の一 茶「パウンド」三十六分の一 鹽「パウンド」三十六分の一 薪「パウンド」 シヤボン「パウンド」三十六分の一

右一人へ給與する十品の合價若干

第二

別部納物の差等 此は病人へ分班する品

麵包 豚肉 牛正肉 白米 豚正肉 ラシヤメン 鶏 鮮魚 鹽豚 乳餅
 ソフセシユ 乾鴨 漬 甘蔗 粉 乳膏 麪 麵粉にて製 氷 牛頭 マツプ ラシ
 ヤメン頭同上 烟草 アロブクト セゴウ 燕麥ノ碾割 芥子末 食菜 青
 生姜 密柑 ライタイ 蕉實 木藥の實 溫淘粉 沙糖茶 ビスキユット 乾
 たる餅 の一種

右各「パウンド」の估價若干

第三

別記は多く修營の用に供する品物にして「食物に非ざるが故に畧之

維多利亞府何房何號穀類牙脣

包管人

何某 押判

同府何房何號何商

保舉人

何某 押印

同府何房何號何商

同

何某 押印

政府に直管の監察官蒞之

右氏名押判を記する前の如し

(未完)

雜 論

典獄其他の實務家より本會の參考として意見を寄せられたる向少なからず本會爲めに裨益を受けること多し是れ深く謝する所なり然るに空しく之を本會の懷底に収むるは如何にも忍びざるを以て自今聊か短評を付して本欄に掲げ廣く會員諸君の參考に供することせり就ては今後本會の參考として續々意見を寄せられんことを會員諸君に切望す本會は諸君に代りて之を世に昭達することをお忘らさるへし

編者謹白

●賞表授與の慎重を望む

改心を催勵するは我獄制の一大要素にして明治十四年初めて本邦に實行せられ爾來今日に至れり殊に一昨年監獄則改正、有表四優遇の方法を細定せられてよりは賞表の光り前日の比にあらず其効能亦舊時に百倍を故に監獄則改正後の賞表は其名は均しく賞表なれども其實舊物にあらずと云ふも誣言にあらずるへし賞表付與のおどは監獄則改正以前と雖も之を慎重にすへきは勿論なれども斯く其効能を加へたる今日に在ては層一層慎重なるへきと理の當に然るへきとあるなうん然るに若し斯かる價值ある而かも假出獄に重大の關係ある賞表を濫與し四人の甘心を買はんとするか如きと萬一にも之れありとせば此の美制は却て監獄の腐敗を醸生するの主因となるへきなり豈に戒心せざるへけん哉聞く所に

よれば獄則を犯し懲罰を受けたる者而かも明かに一朝の過誤と認め能はざるにして其勘査期に對する賞表を有する囚人或は全く之れなきにあらず加之甚たしきに至りては二回三回の懲罰を受け尙ほ且つ五個の全數を授與せられたる者すら之れなきにあらずと斯かる濫與は事實なりと信する能はずと雖も其斯の如き附を耳にするに至りたるものは或は賞表付與を慎重にせざるの傾きあるより起りしにはあらずるや若し果して然りとせば今日に於て其濫用を豫防するは極めて必要なりと信す抑々賞表は單に獄則を守る尋常の囚人に之を付與すへきものにあらず必ず悛改の狀著るしきを要するなり然るに故意に出てたる犯則ありし其期に對しても尙之を與ふるか如きとあらは豈に甚たしき不法濫與にあらずして何ぞや且又斯の如きとあるに於ては隨て各府縣間授與方の寛嚴非常なる差を來たし囚人の幸不幸果して如何、就ては其筋に於て現に其筋へ毎月報告するどあるの廳府縣集治監假留監月末現在員表中に無表因と有表因との比較なる一項を加へ毎月全國の有表無表の四員を徴せられ以て間接に其付與上を監督し地を異にし監を同しふせざるか爲め非常なる差異あるか如きとを豫防せられんを切

望す

●一房一人拘禁上の注意 分房制之れに必要なる注意宜しきを得ざる
ときは被拘禁者に對し容易ならざる無益の苦痛を與へ遂に其心身を傷ふの結果
を來し唯害ありて其利を見ざるに至るへし(嚴米諸國に於て分房制に依り刑を執
行するに際し從來の刑期を幾分か減縮する等の準備あるは該制の苦痛多く亦心
身に影響するとある少なかざるを其主因なりとす)我邦近日分房制の論漸く
盛んなるとす或は拘置監には之を實行せんとする向なきにあらずと聞く是れ
獄制の一大進運たる論を竣たすと雖も能く此分房を實行し其利を取めんとせば
上等監獄官に於て日々四回以上其監禁者を巡訪する等殆んど今日の監獄の有様
にては行はれ能はざる程の慎重丁寧の注意を併行するにあらざれば則ち不可な
り若し其れ否らざるに於ては徒らに此制を實行する監獄の拘禁に遭ひたる者を
して無益の苦痛に泣かしむるに止まるとのみ此點は最も深く考究を要すること
と思考する也就ては分房の制を實行せんとする向に於ては之を廣く實行せんと
すると只僅かに之を實行せんとするに拘らず極めて慎重極めて周到なる注意

あふんまを切望す

問 答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保すること能はざるは勿論尙ほ不充
分のふと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらる、諸君は提擧の勞を惜ま
れざらんことを希望す

編者 白

○監獄則施行細則問答 (承前)

第七十六條 傳染病流行地ヲ發シ若クハ其地方ヲ經過シタル
者新ニ入監スルトキハ一週日以上他ノ者ト隔離シ其携有ス
ル物品ハ消毒ヲ行フベシ

問 傳染病流行地を發し若くは其地を經過して新に入監する者數人なるときは
其數人を同房に置き一人一房となさざるも可なるや

答 傳染病感染の恐れある入監者をして必ず一週日以上他の者と同居せしめ
ざるは實際に於ては極めて困難のことなるへし然るに斯かる困難あるにも拘
はらず此施行細則に於て本條を新設せられたるものは一朝監獄内に傳染病流
行するに於ては不容易事に立至るべきを以て先づ豫防を至嚴ならしめんとす

(四五八三)

趣旨に出てたるおど勿論なれば爲し得へくんは一房に一人を拘禁し相互の感染を防ぐへきは至當の事なるへし然れども其精神は兎も角本條は敢て一房に一人を拘禁すへしと規定したるにあらずされは傳染病流行地を發し若くは經過したる入監者數人を同房せしむるも別段本條の明文には抵觸せざるへしと思ふ

問 本條に依りて隔離するものゝ就役方如何

答 刑事被告人なれば他の者と隔離したる其場所に置けは則ち可なりと雖も囚人にして定役に服する者なる時は監獄に依りては本條に従ふて就役せしむると至難なるへし然れども監房のみ他の者と隔離するも工場に於て雜居就役する時は本條の主旨全く水泡に屬す依て傳染病流行の際に在ては一人若くは二人の新入者數之れあるも其監房を隔離するに差支なきのみならず亦隔離して就役せしめ得るに差支なからしむる爲め豫備すへきと當局者至要の注意とす去れども傳染病全國に流行し傳染病流行地を發し若くは其地方を經過したる新入者日々數組宛あるか如き場合に在て本條を實行し監房のみならず役業

大日本監獄協會誌第四拾號

大日本監獄協會誌第四拾號

(三五八三)

の上に於ても本條の精神を貫かんとするは至難中の難事と云はざるを得ざるなり

又女監に在ては殆んど行ふと能はざるへし

問 傳染病流行の際に在て他に在監人を押送するは甚だ然るへかざるおど考ふ如何

答 傳染病流行の際其流行地を發し又は經て在監人を他に移送するときは常に感染の機會を本人に與ふるおど多きのみならず之を受ける監獄に於ては監房並に工場隔離上に就き前云ふか如き大難事あり就ては時日を限りて押送せざるを得ざるか如き特別の場合を除くの外傳染病流行地を發し又は經て在監人を押送するとなからんを希望す蓋し是れ最も適當且つ有効の豫防たればなり

問 傳染性を備ふる疾病の數甚だ多し然れども都ての傳染病に本條を實行すること能はざるは勿論なれば本條に傳染病とあるは六種傳染病に限るや

答 然り本條の所謂傳染病なるものは彼の六種の病に限りたるものと思ふ

第七十七條 死亡者又ハ刑死者アルトキハ其年月日時ヲ記シ

(六五八三)

大日本監獄協會雜誌第四拾號

典獄ヨリ親屬ニ通知スヘシ
刑事被告人死亡シ又ハ囚人及懲治人ニシテ裁判所ノ訊問中ニ係ル者死亡シタルトキハ之ヲ其裁判所ニ申報スヘシ
問 親屬への通知は死者の年月日時のみにて領置貨物の有無等は通知せずして可なるや

答 親屬への通知は明文上よりすれば固より年月日時のみにて足りるや雖も親屬は此施行細則第八十一條に依り其死者の遺骸のみならず其遺物をも受くべきものなれば領置貨物即ち遺物の有無をも併せて通知せる方處務上至當の注意なりと思考す蓋し死者の遺骸は成るべく親屬をして之を引取らしむるを監獄の利便と爲せはなり

問 監獄則第三十七條には死者あるときは其本籍に通知すへしとありて本條には親屬に通知すへしとあり就ては親屬にして其死者の本籍地に居住するるときと雖も尙ほ本籍の市町村役場と其他の親屬とに併せ通知するを要するや
答 双方へ通知すへきことと思考す

第七十八條 在監人病死シタルトキハ醫師ノ診案ニ據リ病症及其因由竝ニ死亡ノ年月日時ヲ名籍簿ニ記載スヘシ若シ變死シタルトキハ醫師ノ檢案ニ據リ死亡ノ因由及其年月日場所死狀等ヲ名籍簿ニ詳記スヘシ

問 變死の場合には明治十三年二月第十四號公達に依り警察官の檢視を受けるゑとなるへきが本條には其事を名籍簿に記すへしとの規定なし其理由如何
答 本條の設けは後証の爲め在監人の死狀と年月日時とを明記し置くに在るものなれば監獄官又は警察官の檢視の有無を記するの要あるゑとなし是れ其事を記するの規定なき所以ならん

問 本條に記する事の如きは名籍簿形に簡記せば足るへしと思考を然るに一條として特に茲に掲げられし理由如何

答 病症死狀日時等の記載を名籍簿形中に簡記するを以て足りいとせずして此施行細則の一條條とせしは蓋し監中の病死又は變死に就ては其死後に至りて病中苛酷の處置ありしとか又は虐待の爲め死に至れり等の噂さ往々にし

(七五八三)

大日本監獄協會雜誌第四拾號

て出て来るおどわり故に死亡の際鄭重に其事實を詳記し置くおと極めて大切なりとす斯く重大の關係あるを以て茲に一ヶ條として之を掲げ特に變死の場合には詳記すへしと命せられたるものと思ふ

第七十九條

死者ノ親属若クハ故舊ニ其遺骸ノ下付ヲ許シタルトキハ其者ヲシテ簿冊ニ署名捺印セシムヘシ

監署ニ於テ遺骸ヲ假葬スルトキハ棺ニ入テ之ヲ埋メ其上ニ面三寸長三尺五寸ニ過キサル氏名標ヲ立ツヘシ

問 氏名標とあれば氏名のみにて可なるや又は年月日某監獄署等の事は附記するを要するや

答 勿論氏名のみならず年月日と監獄名とは附記すべきものと思ふす聞く某監獄署に在る監人又は囚人某の墓標と書くおとあるおなきにあつす此事信する能はす否決して萬一にも斯の如き不都合のおとあるへしとは思惟する能はさるなり蓋し死者は最早に監人にも又は囚人にもあらざるおと勿論なれば在る監人若くは囚人囚徒等の文字は決して墓標に其迹を留むべきものにあらざるは

三尺の童子も亦能く之を辨せん

問 監署に於て遺骸を假葬するに際し其衣服は如何あるものを着用するを可とせるや

答 本人の白衣中相應のものを着せしむるを至當と思ふす

問 白衣なきときは如何

答 刑期中死亡せしと雖も死者は前にも云ふ如く囚人にあつれば結衣を着せしむべきものにあらす況んや刑事被告人又は懲治人に於てをや就ては埋葬費中を以て白衣を調製して着せしむるを適當と思ふす

問 埋葬費は單に埋葬に付ての直接の費用のみなれば白衣新調費の如きは之を以て支辨すへきにあらす白衣なき死亡者は裸體にて假葬するの外なしとの説あり如何

答 埋葬費の解釋は左まで窮窟にするを要せざるへし埋葬費は即ち埋葬の爲めに要する費用と云ふの義に外ならず故に親属にて引取るときは一切之を要せず又白衣あるときは白衣新調費を要せずと雖も引取るおとあるの親属なきと

(〇六八三)

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

きは一切の埋葬費を要するど一般白衣なきときは葬衣即ち白衣の新調費をも要するなり之れ全く假葬の爲めに之を要するに外なざるなり將又死者を裸體にて埋むるか如きは我邦の慣習上葬りと稱するものにあらず然るは此葬衣即ち白衣は白衣なき者の埋葬の爲めに必要と云はざるを得ず埋葬の爲めの必要品を埋葬費中に於て支辨する決して妨げなきものと思考するなり

問 監獄には赭衣の外に淺葱色の衣服あり之を死者にして白衣なきものに與へば可なふん如何

答 淺葱色の衣服を與ふるも白衣を與ふるも共に費用を要す然るは世人の見て獄衣と認むる淺葱色のものを與へんよりは潔白なる白衣を與ふるに若かすと思ふ

第八十一條 在監人死亡シ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬

ニ下付ス刑死者ノ貨物モ又同シ

親屬遠地ニ在テ物品ヲ送付スルニ入費ヲ要スルモノハ其物品ヲ販賣シテ代價ヲ遞送スルコトヲ得但遞送費ハ親屬ノ自

辨トス

問 死亡者の貨物は親屬に下付すどあり然らば其遺體は故舊に於て引取りたる場合と雖も貨物は親屬に下付すべきものなるや

答 然り死亡者の貨物は親屬にあつざるものに下付するを得ざるものと思考す

翻譯

○智利國監獄制度一斑

正員 武田英一譯 東京

譯者曰く頃日昨千八百九十年五月の刊行に係る佛國監獄協會雜誌を閲するに南米智利共和國監獄總長よりエリザベラ・バルレストロス氏に贈りたる書翰を載せたり蓋しバルレストロス氏は佛國監獄協會の依頼に因り五條の問題を智利國監獄總長に送りて其答案を求めたるものなるべし其智利共和國監獄制度の一斑及び進歩如何を知るに足るを以て此に其全文を譯出するものとせり

(一六八三)

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

去る十七日附を以て智利國の監獄制度并に監獄の實況等御問合せの趣了承御來意に報答するは拙者の最も欣喜する所に候得共奈何せん目下事務多端にて御送付の問題に對し詳密なる答書を載するの時間無之僅に問題の順序に従ひ左に其概要を申述べ候

一 智利國監獄の囚徒は悉く監禁せらるゝや否や

此問題の主意は監獄に於て囚徒は間斷なく監房内に拘禁しあるや否やを問はるゝものど存候斯の如きは去年十二月開監式を行ひたる「サンチャゴ」の新監獄のみに有之抑智利に於て分房監禁の制を嚴密に實施したるは此監獄を以て嚆矢とするに御座候此監獄に於ては衛生事項の爲めに出房する時間及規則上獄庭等に於て運動するを許されたる時間の外囚徒は其分房を出つるを得ず目下建築中なる他の分房監獄も亦落成の上は同様の規則を用ひらるゝ事と存候其他現在の監獄に於ては休憩時間のみ獨居せしめ其餘は雜居を爲さしむ然れども裁判豫審の爲め秘密を要する者及び獄則違反の爲め懲罰に處せられたる者は其豫審中又は懲罰中之を分房に監禁す而して囚徒は自由に監獄の構内に逍遙するを許されず

各其區劃を限り成るへく自己の區劃外に出つるゝとなからしむる成規に御座候

二 囚徒は分房に監禁せらるゝや

現今の景況に於ては分房監獄の數極めて少なく其現在する分房監獄亦囚徒の員數に比較するときは甚だ狹少なるか故に大抵囚徒二三人を同一の分房中に置かざるを得ず從て非常の不規律を致す事に御座候拙者監獄官と爲てより以來之を實驗するに囚徒を二人つゝ同居せしむる時は多四雜居より甚しき弊害有之様存候

是を以て「サンチャゴ」の中央監獄に於ては嚴正に「チーパーン」法ヲ施行し同監獄は五百二十の分房あるを以て五百二十人の外囚徒を拘禁するゝと無之候

「サンチャゴ」の新監獄及び將來建設すへき地方の監獄に於ては其地の統計上囚徒の最多數に基き此最多數よりは分房の數を多くするとせり故に上文の如き弊害は避け得へきと存候之を要するに御送付の問題に答ふるには唯智利國の監獄中分房制に属する者は僅かに二監獄(分房數合計九百八十五)に過ぎざと曰ふの外無之候拙者の意見に據れば彼の二人以上の囚徒を拘禁する監房は素より分

(四六八三)

大日本監獄協會誌第四拾號

房と稱するを得ざるものと存候)
三 智利には分房制監獄の數幾何ありや
智利國現在の監獄は左の如し

一の分房制監獄(分房の數四百六十五)は嚴密に獨居監禁の法を用ふ「サンチャゴ」の新監獄是なり此監獄は最も進歩したる法式に據つて建築したる者に御坐候
一の分房制監獄は「ラーバーン」法を用ふ智利國に於ては通常「オーバーン」法と稱して中間法と謂ふ五年一日以上の刑に處せられたる罪人を監禁せしむる「サンチャゴ」の中央監獄是なり(分房の數五百二十)

其他の四監獄は分房制を施行せしむるものなりと雖ども此監獄は狭小に過ぎず地方の必要を充たすに足らず且つ時々改修を加へたるか爲め多少最初の分配方を變じたるを以て充分分房制を施行するに至らざるものに御座候
以上六監獄の外復た他に分房制の監獄なく餘は皆な雜居制の監獄なり其内一二分房を有する者なきにあらずるも豫審中又は懲罰中囚徒を別居せしむるか爲めに設くるものに過ぎず候

大日本監獄協會誌第四拾號

(五六八二)

自國の事なるを以て拙者の明言するに忍びざる所に候得共智利に於て最初より監獄用として特に建築したる監獄は極めて少數にして多くは町村有又は一己人の私有に係る家屋に多少の修繕を加ふるものなるか故に其監獄の用に不適當なるは言を待たざる次第に御座候
然れども數年以來熱心に此の如き弊害を改むるゝとに従事し漸く面目を一新するに至り候

從來智利國に於ては監獄の管理を市町村に委任せしか近年新に法律を發して之を政府の手に回收せしより監獄の事務漸く一途に歸し規則整理し統計も亦其緒に就き毎年監獄建築の爲めに多額の豫算を支出するに至り候現在監獄の數は三十二なれども尙ほ續々數多の監獄を建設するの計畫に御坐候

意ふに今より二十年を出てすして智利國の諸監獄は悉く特別の建物と爲り善く其目的に適するに至るべく且つ其監獄の悉く分房制たるは言を待たず彼此全く同一の模範に法り僅に其大小廣狹及び瑣細の事項のみ相異なる事と存候
「サンチャゴ」の監獄は土地の買價を除き建築の費用五百二十五万法なり此一事を

(六六八三)

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

以て智利國新築諸監獄の大小等推知せられんことを希望いたし候
 四 智利國の囚徒は時あつて監外の作業即ち伊太利人の所謂アルラベ
ルトの作業に従事せしむることありや

往日に在つては徒刑囚即ち刑期六十日以上五年一日以下の囚人は往々外役に使役したりしも其逃亡甚た多かりしより漸次舊慣を變し今日に於て監獄外の作業に従事する者は極めて僅少に相成候

此監外出役の法は多額の費用を要するか故に全く廢止するの希望を有する事に御坐候蓋し囚人は熟練の職工に非ず其動作亦極めて緩慢なるか故に大に其監督を嚴にせざるへからず從て多額の費用を要する次第に御坐候
 監外出役の法を廢止せんと欲する理由は上文の外尙は數多有之候

五 監外の出役には築港道路鐵道土工孰れの作業を用ふるや

今日尙は一二の地方に行はるゝ外役即ちアルラベルトの作業は道路の開鑿と修繕のみに御坐候外役にして他の作業に囚人を使役するは拙者の承知せざる所に御坐候

智利國監獄總長

○獨國監獄法(千八百八十九年刊行)

獨國 ヘルマン、ゾエフェル述

正員 加地 鈞 太郎譯

第一款 緒言

夫れ自由剝奪刑は往古の刑法上に於て全く度外視せられたりとは世人の往々唱ふる所にして正確の説にはあらずされども之を以て死刑管刑及其他の体刑に比すれば効用の遙に其下にありしは疑ふへからざるか如し獨逸帝國の内外を問はず本世紀に至るまで此自由剝奪刑の執行は實に公共事件中の最も曖昧たるものにてありき即ち同一の監房を以て民事上の保安拘留^{フシエルンクス}及負債拘留を執行し若くは刑事未決囚及已決囚并に死刑に處せらるべき囚徒をも監禁せるの所に充てたりき其他に尙は懲治監工役監の如きものありたれども或は刑の執行を主とし或は豫防を専らとし未だ一定の目的あるを見ず千七百七十年獨國アルクザル懲治監の報告を見るに曰く本監に在る者は輕き已決囚、孤兒、貧民、癩病患者及癲癩患者の類なり云々(ホルツェントルフ氏著監獄學要論に出づ)勿論二三の國に於ては一定

(七六八三)

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

の目的を以て建設せる囚獄なきにあらず千八百三年羅馬法王クレメンス第九世
 か幼年囚及其他の不良少年の爲め設立したる牢獄の如き又奥國フランデルの子
 爵ベラン第十四世の設計に由り千七百七十五年セントに設置したる懲治監の如
 きは即ち此類なれども是れ稀有の事のみ而して當時刑罰及保安の爲めに使用せ
 る囚獄は實に慘狀を極め人間を入るゝの場所とも思はれざる程の有様なりしか
 は心ある法律家及醫家は之を非難痛議せざるはなく就中英國の博愛家ジョン・ホ
 ワルド氏は深く監獄の慘狀を歎し大に獄制の改良を計らんを期し先に佛國
 プレストに俘虜の身となり次て英、獨、蘭、佛、伊、西、葡、米、土の諸國を巡歴して監獄及病
 院の實況を視察し千七百七十四年初めて *State of the prisons in England and Wales*
 with preliminary observations and an account of some foreign prisons (英吉利及ウェールズ監獄
 狀況并緒論及外國監獄報告并に千七百八十九年 *Account of the principal lazarettos*
 in Europe (歐洲の重なる病院報告)と題する有名なる報告書を出版せり是れ實に
 監獄改良の端緒を開きたるものなり爾來監獄改良の論盛に歐洲就中英及蘭に定
 はれ其主義殊に分房主義延ひて米國に及はし千七百七十六年同國フッラデルフ

井ヤ府に監獄會社なるものを設立するに至れり此會社たる幾くもなくして英政
 府の解散する所となりたりと雖も千七百八十五年合衆國の獨立成るに及て再び
 設立せらるゝを得たり而して歐洲に於ても本世紀の始に及て續々新主義クラウ
 フォルト、ボーモン、トクザン、ジュリユス等の説の實行を見るに至り第一の分
 房監獄獨國ブルクサル及モアビントノ獄は本世紀の第四十年に開設せられ爾來
 多少分房制を採用せる監獄の所々に設立せらるゝに至れり

第二款 監獄の種類

監獄は其供用の目的に依り分て民事監獄、警察監獄、及刑事監獄とす

民事監獄は民事、刑事及行政の訴訟に付當事者及証人に屬する或る義務を履
 行せざる者の懲罰及強制拘留を執行し若くは民事上の保安拘留及家資分散
 法に依り宣告せられたる拘留を執行するの所とす

警察監獄は人身保護の爲め例へは數々自殺を試むる者あるとき其豫防の爲
 め又は公共の風儀、安寧及靜穩の爲め緊要なるとき其人を拘留せる所にして
 又護送囚、追放を命ぜられたるも法律上の期限内に退去せざる者及外國へ引

渡すへき罪囚を一時拘置する所たり又警察上の秩序的強制罰を執行し及び刑事訴訟法の規定に由り一時拘引せられたる者を入るゝ所とす又一の獨立したる監獄を爲そときは警察の即決裁判を以て確定したる拘留の刑を執行する所とす

刑事監獄 は分て未決監及已決監とす

斯の如く供用の目的に依り監獄を區別することは實際必らずしも行はれ居ると云ふにあらず故に已決監には單に已決囚のみを入るへきは通則なれども同一の監獄に一時の拘留人ば勿論未決囚、已決囚及強制拘留人迄も入るゝ所少なからず現に李國司法省附屬の監獄の如き即ち然り監獄に男囚、又は女囚のみを限れるもの數多あり、幼年囚に付ても別段の獄を設けたる所あり又大監獄中の別監若くは別區に設けたる所あり、軍人に付ては又別段の監獄あり、城塞の刑は城塞に於て執行するか又は監獄中の別房に於て執行す病囚は其病の故を以て放免せられざる以上は監獄中の別房又は普通病院の別房に之を入る、瘋癲患者に付ても之を普通の瘋癲院に入るへからさるときは又監獄の別房に之を入る(モアピットノ監獄の

如き即ち然り近世ニ至リ瘋癲監獄なるものを設くるの論を生出せり蓋し從來屢々經驗ありたるか如く犯罪と瘋癲とは密接の關係あるを勘考せば此説や強ち抛却すへきにあらざるなり其他懲治人の爲めに又別段の獄舎(工役監)あり監禁法の種類即ち刑罰執行法の種類に依り監獄に分房監獄と合房監獄との別あり大なる監獄と雖とも單純なる分房制を施行する所甚た少くして獨國に於てはブルクサルモアピットニユルンヘルクフライブルク等の數者に過ぎそ大監獄の多くは合房と分房との構造を兼ね例へはプレッセンゼーの監獄に於ては純全なる合房監と折衷せる合房監とを兼有する建物一つ嚴然たる分房制を用ひたる建物一つ及幼年囚獄一つあり

犯人を監獄に交付するの區域に依り監獄に集治監州獄、縣獄、郡獄及市町村獄の別あり、犯人交付の事たる決して單に地理上の點より之を行ふへきものにあらず例へば千八百七十六年八月二十八日の巴威國司法省の裁決に由ればライン河の右方なる諸州に於て三ヶ月以上の禁錮に處せられたる壯年の囚徒にして前科なく且つ分房に入るゝに適當なる者はニユルンヘルクの分房監に入るへしと定むる

か如きは是れなり(ストレング著ニュルンベルク分房監獄論、亭國ライン州には現今尙ほ鄉村獄なる者あり町村費を以て之を負担す(ホルツェンドルフ著監獄學要論)其他警察監獄は町村費を以て維持せらるゝものとす

(未完)

○露國万国監獄議會第一部第二問の答

佛國マイヤンヌ 控訴院代言師、法學士路易フル氏の報告

正員 野村泰亨 譯 東京

頃日禁酒論の熾なるや日に益々甚しく歐洲諸邦より延びて世界万国に及へり夫れ酒癖なる者は公安の大事にして文明の進歩を妨げ又体智兩能の發達を止る者なり故に社會は益々電勉拮据して過酒の弊をして民人の健康財産より社會の安寧幸福に至る迄舉て之を蕩滅するが如く甚しかるゝむ可らず然れども社會は此酒癖ある大敵を討滅して其目的に達せんには百方此弊を絶つ可き法律條例を設け之か準備を爲さる可らず蓋し既起の事業を成就し爲めに人類の社福を増長せしめんには社會と政府とに於て協心戮力するにあらずされは得て望む可ざるなり

法律上過飲暴酒を制止せんには數多の方法を施し時に行政法に依り酒店の軒數を制限し酒商を警戒して過酒暴飲を促かすゝと無からしむるを得ん故に又民法上に明條を掲げ暴酒の常癖ある者は親族若くは檢察官若くは居住地村廳の申告により或は之に治産の禁を命じ或は禁酒の勸告を爲すを得可し次に行政上には暴飲を以て罪惡と看做すゝとを得へし而して乱酔は刑法に據て之を處斷す可きや否を決するを得へきなり本書報告の主旨とする所も亦蓋し此末段の論義に本かすんはあらず

夫れ乱酔は唯々其害一個人に止らずして又社會に及び數多輕重罪を致さしむるの起因を爲す故に刑法は之を處罰するに他一切無道德の行爲と其法を同ふせり顧ふに其弊や治く社會に危害を及ぼす可ければなり刑事統計表は罪惡の増殖と暴酒の進歩との關連して相離れざるの証據を掲録し諸家の書中亦乱酔は罪惡増進の最大原因なる所以を証明せり歐洲に於て前年罪惡の増加したるは乃ち財産に對するの罪にあらずして反て人身を害し官吏に抗し風俗に關するの罪惡なり故に此罪惡を誘導催起する所以の者は彼の醉醺にして毆打創傷、官吏侮辱、破廉耻

の如き夥多の罪惡を發生するものも亦此酔酺たふそんはあらず酔酺の乞丐浪遊を生ずる最大原因たるは特に此に喋々するを須んや若し夫れ再犯者は酒癖の徒を以て尤も多しとす彼の懲戒改悛す可ふさるの罪人も亦大率ね暴酒の常癖ある者どす

然りと雖も今尙は往々火酒の有害なふさるのみならず又其敗風を醸生する甚しかふさるを証明する者あり然れども佛獨兩國刑事局の報告を參看するときには所謂暴惡の罪と稱する者の繁生する一日より甚しきは先づ飲酒の弊風益々熾なるに由らすんはあらず獨逸統計局の刊行書に於ても亦往々過飲と犯罪と並發する所以を公言せり左れば政府に於て犯罪の如き大激浪を防止すへき塘堤を築設せんと欲せば酔酺を懲罰するに若くは無し

獨逸に於ては酔酺を目して犯罪と爲すの輿論を造成せさる可らず曾て童話あり云く生涯一たひも酔はさるものは何を以て有徳の君子と稱するを得んと世上學者動もすれば此謳歌の人情に合ふを稱す故に上等社會の人と雖も自然法律上及び道德上に於て酔酺を擯斥するの甚かふさらんを欲す此の如く酔酺を擯斥

する甚かふさるは取も直さそ飲酒の弊風を討滅するに於て大障礙を致す者なり彼の酔に乗して罪惡を行ひたる者に科するに輕罪を以てし又酔狂處罰法案の大反對に遭遇するの二事は以て世上普く飲酒の弊風を輕視するの跡を知るに足らん

今や法官の公論を矯正せさる可らそ法官は皆法科大學校を卒業したる人なり特に大學校に於て酔狂の惡習に感染し之を輕視するの遺風尙は其身に存そ又社會人民をして酒癖の方今一大危害たり火酒妄飲を忽諸に附するの公利民福に害あるを了知せしめさる可らず故に酔狂を處罰し社會の輿論を矯正するときは其利蓋し鮮少にあらざるへしライヒスタット代議士兼法學士ミケル氏はゲルムスタードに開設せられたる獨逸禁酒會に於て酔狂を處罰せる刑法の功績大なるを証明するあど尤も切實なりき顧ふに今や酔狂を視傲して唯く道德に戻るのみならず又公安を害すと爲し以て之を處罰し刑法上酔狂處罰の有益なるを証するに足るへき最大効績を生せしめさる可らず是れ一に政府當局の者の宜く職とすへき所なり豈に輕々に看過すへきあどならんや

醉狂處罰を不可とする者の言に云く法律上此弊風を以て犯罪と爲し之を罰する時は法律と道德との區域を混同して又共に之を超過する者なりと此論や未だ會て一の據る所あるを看す凡そ刑法と道德との區域は永遠無窮に之を確立するに蓋し難し國家は時勢を察し國安維持に已むを得ざる時は時に或は刑法の區域を擴張し時に或は又之を縮少せざる可らず夫れ一弊風にして苟も人民の形体心性の健全に並ひ害あるときは社會公安上之を以て犯罪と爲し以て處罰せざる可らずフランチア、ド、リスト氏の論する所に由れば凡そ法律なる者は一個人の財産を破壊するの事を以て犯罪と爲すを得んと然るは即ち醉狂の各個人の衛生を害し又社會の公安を妨くるに際し法律上何ぞ醉狂を懲戒するの義務無かつんや社會は固より己れを害する者あるに當り法律上保護を要求するの權理あればなり近世は公利民福を監視するの義務を以て政府に歸したるか故に刑法の道德の域内に侵入する日に益々甚きを見るなり

(未完)

○露國萬國監獄會議第二部第六問の答

噠馬國ウリツスセズリル監獄典獄

アムミツペール述

正員 加地 鈞太 郎譯 東

或る罪人を以て竟に歸善すへからざる者となすを得へきか若し然り

とせば如何ある手段を以て此種の罪人に對し社會を保護すべきか

此問題たるや身を罪人の中に置き生を囚徒と共に送る者即ち豫審判事、警察官、監獄官若くは出獄人保護事業に従事する者の當に論議研究すべき所なり余や先に五百人の囚徒ある合房監獄の副典獄たりしと二年半今又四百人の囚徒ある分房監獄の典獄たるものと茲に十年又出獄人保護會社の事務委員たるものと八年なり是れ余か聊か茲に卑見を陳述せざるを得ざる所以なり

余は行文の徒らに冗長に渉るを厭ふ故に簡單に余か眼目の趣旨及經驗の結果を序述すへし

各國の刑法及刑罰執行法の基本として今日一般に認知せられたる原則に曰く人にして普通の人たる以上は精神上の發達を爲し得べく又相應の影響を蒙るべしと、實に然り故に重大にして且つ確固なる原因の存するあるにあらざれば或る一部の人を此一般の原則より除斥するを得ざるへし其原因とは例へは精神錯乱の

(八六八三)

大日本監獄協會誌第四拾號

如きは是れなり、精神錯亂の實否を認定するは固より醫學の任にして余輩の知る能はざる所なり然れども精神病の範圍に入るべきもの漸次多きを加ふるに至れるは争ふへからざるの事實なるか如し

其他人類は竟に完成すへからざるものなりとの説を爲すものありて純理空論を以て之を証明せんと欲すと雖ども是れ余輩の甚た與せざる所なり何となれば此事たる經驗上實際証明するおと能はざる所にして何れの場合に於ても或る人を完成せしめんとし有りとおとゆる一切の方法を用ひ盡したりと云ふおとを得ざるを以てなり

就中罪人に至りては或る共通の特徴に因りて直に歸善すへからざる者と断定するおと能はざるなり論者の往々特徴とする所を見るに或は有形上の特徴に由り(即ち腦蓋の狭小なるおと腮の突起せること耳の起立せると等の如し)或は無形上の特徴に由り(即ち或る場合に於て暴行に出づるの癖あること愛情の發達十分ならざるおと等の如し)或は統計上の特徴に由る(即ち一定の年齢に至るまでの罪科の度數又は或る種類の罪科を犯したるの度數若くは徒刑に處せられたる復犯の

度數を調査するか如き)ものなりと雖ども是れ豈に此斷定を下すの根據となすに足らんや

蓋し人類販善の度は人間の他の機能と同一毎に變動するものなれば前記の特徴は人間機能の發達の度を判定するに於て最も必要なるべきは余の疑はざる所なり然れども此特徴たる性質甚だ狹隘にして且つ曖昧なるものなり故に絶對的に或る罪人を販善すへからざるものとして之を普通人類より驅除せんとするには必ずすや一般に通ずる完全無缺の論據なかるへからず然るに前陳の理由は或る場合には適用するおとあるへきも決して斯の如き完全普通のものにあらざるなり夫れ社會は善道に歸すへからざるの罪人に對して宜く特別なる嚴法を設けて以て自ら衛る所なかるへからず而して此法を設くるには明晰確實にして寸毫の瑕瑾なき論據なかるへからず然るに立法官に斯る嚴法を設くるの基礎となるべき絶對的の論據を供するは余輩の如き一生を罪人と共に送り能く其狀情を知悉する者の能くする所ならんや余の如きは余の率ゆる三千の囚徒中の一人と雖も之を目して歸善すへからざる者と斷定するの勇氣なきなり

大日本監獄協會誌第四拾號

(九六八三)

抑も余をして此の如く躊躇せしむる所以のものは其理由なきにあらず今其理由を述べ第一、罪人を歸善せしむるに付き博愛心と熱情とに基き従前より一層効驗ある方法手段を發見するに至るべきものと是れなり從來或種の罪人の待遇上に於て得たる結果の不完全なるは或種の人か一般人類の共有特性たる精神上の發達を爲し得べき能力なきに由るものなりと認定するより寧ろ其遷善感化の爲め用ひたる方法の未だ全たからざるの致す所なりとするを以て最も正理公道に適へり云はざるへからず、第二、余の監獄に従事せる間彼の人間の我意獨斷を以て定めたる所謂歸善すへからざるの特徴を有する數多の罪人の中に余輩の豫想外に改悛の情を表はし今は久しく正道に依りて生活する者比々之れあるものと是れなり、第三、彼の創傷を平愈するは全く時の効なるか如く罪人の多くも時を経るに隨て惡事を罷むるの兆あるは從來の經驗に徴して明なるものと是れなり、勿論老人にして常に罪惡を事とし一生を獄裏に送るもの多く之れありと雖も斯の如き罪人の監獄を去りたるもの亦已に尠なかつす而かも最も改心の望み少き者に於て之れあるを見るなり故に此一部の罪人は最早惡事を抛擲したりと假定するも

不可なきか如し

(未完)

○獄事雜纂

正員

佐野 尚譯纂

○幼年囚の直接監護者 佛國のシャル、リウカー氏は幼年囚の感化に最も心を砕きたる人なるか氏云へるあり幼年囚と直接の關係を爲す者は一戸主に限るを原則と爲すへし蓋し幼年囚は之を導きて道德の界に入れ且つ有用なる業務に就かしめざるを得ざるものとす而して一戸主たるの人は慈父の心を以て之を待つと皆人の知る所なるを以て此原則は固より正義に適ふへし然りと雖も若し婦人にして己に母たりし者を以て幼年囚の監督に預らしめは一層満足の結果を得べきは余の固く信じて疑はざる所なり夫れ男子たる者は決して母の如き忍耐を以て人を待つおとを得ず婦人は能く幼囚と懇談し之れか心を得又之れに已れの意を了解せしめ道德の心、敬神の情を發せしむるおと男子に比すれば更に巧みなり是を以て男子は婦人の如く幼囚の親愛を受くる深きおと能はす然るに教育の要素は親愛の力にあり此力なかりせば何に依りて教育を遂ぐるを得んや

○連帶責任の獄律 ラール、チエールの殖民監はシャル、リウカー氏の創立に

係るものなるか此良好の監獄に於ては其在囚たる幼年囚を各組合に分ち連帶責任の獄律を施行す蓋し連帶責任の原則は此ウァール、チュール殖民監の必要有益なる一規則に於て是亦リウカー氏の制定する所に係れり今其の一斑を擧ぐれば各組合の幼年は相互の品行に付き連帶責任あるものと定む是を以て賞すへきふどあれば褒賞は其組の一人に授るのみならず又其組合に之を與ふるものとす是に於て乎一名品行方正なるときは其組合全部をして榮利を受けしむへし之に反して若し一人の品行修まらざる者あるときは全組合の不利を醸し或は之をして受くへきの利益を失ひ若くは懲罰を蒙らしむるふどあり此連帶責任の原則を行ふて以來己に實驗上其實益あるを証せり一組合全部の幼年其朋友の不品行なるか爲めに全組合の害を蒙るへきとを知るときは大に他の過失に注意し之を禁絶せんふとを勉む且つ連帶責任の効用たる尙は之に止まらず私利の心を制し善を爲そも已れ一己の爲めにせず他人をして其餘慶を蒙らしめんとするか如き觀念を起さしむるに至るへし此連帶責任の原則と幼囚監督を選択するの法とを實施するときは常に幼年者中に團結の精神を養成し得るのみならず己に罪

惡を犯したる此數多の幼年をして容易に秩序を維持せしむるを得へきなり而して所謂監督を選択するの法は此幼年輩中より之を選ひ之を以て榮譽と爲さしむへきを要そ斯くする時は各幼年囚は品行方正なるときは監督に選舉せらるゝの榮に預るへきを思ひ勉めて之に當ふんと欲し名譽を重んずるの情遂に此正當なる欲望心に伴ふて生ずへし

○出獄人を保護するは國民の義務 瑞典のオスカル王嘗て云へるあり政府に於て犯罪人を處刑し其心の改良を爲し遂けたるときは國民たるものは其出獄後之を引受け之を救助せざるへからずと

○社會と出獄人とを和解せしむるの原素 受刑者と社會との間に中立して其調和を圖る所の一原素は極めて必要なり而して何に依りて此原素を求むへきやと云ふに慈善なる善男善女相集りて會社を構成し出獄人の保護を全ふするに於ては即ち之を社會と受刑人とを和解せしむるの原素と云ふを得へし此の如き會社なきときは監獄則の構成如何に宜しきを得るも其をして重大なる効力を維持せしむるを得ず故に此會社を設けて社會と受刑人とを連續すべき環と爲すを要す

監獄官練習

監獄官練習所に關する事項にして世に公するも有益無害なりと認むるものハ其筋の許可を得て本欄に登載す

編者白

●監獄官練習所第一回召集員に對する清浦警保局長講演大意筆記
監獄經濟の件

政治を爲すには經濟上に注目し費用を節省する最も緊要なり蓋し經濟の要は多費にあらすして節用に在り明治十八年官制改革の際總理大臣より發せられたる事務綱領に曰く凡そ行政官務整頓嚴確なるの國は其經費必節省ならざるはなし蓋し富強の道は多費にあらすして施す所其實を務め緩急其要を得て以て成效を永遠に期するに在り

廿二年度集治監費及北海道廳府縣監獄費を舉ぐれば左の如し (廿二年度官費決定及府縣會議決ノ豫算額)

金三百六十二万三千百五十四圓八十三錢壹厘

廿二年度警察費の總額を舉れば

五百十七万八千八百四十錢五厘

右に依て之を觀れば地方税中多額を占むる者は土木費を除けば警察費及監獄費を以て最高額なりとす抑も警察は罪を未犯に豫防し罪を既發に制し社會の秩序を保ち國家の安寧を護るものなればその機關の國家に必要なるは恰も汽車を鐵道に連轉せしむる鉄鎖と同一にして時も廢する能はざるものにして之れが爲めに費す所の金圓は即ち吾々か枕を高して社會に棲息し得るの賜なれば實にその

金の働きの效用は顯著なるものなりこれに反し監獄費は犯罪人に對し刑を執行する其の爲めに費すものなれば其必要隨意費ニ對^{シテ云フ}たるは論を待たずと雖も實は只犯罪人を改過遷善せしむる縦に一線の望を繋ぐのみにして社會は其犯罪の爲め害を被りたる猶其上に其拘禁の費用を負擔するものなれば割合より論すれば所謂殆んど死金に属するものにして警察費の如く社會より認むるときは其效能を感するも薄し然れども監獄費にして之を支出するに客ならしめは刑の執行の目的を達する能はずして終に監獄改良の完成を望むべからず余は諸君に望む囚徒の食料衣服其他の供給及諸般の施設に關し飽く迄其費用の節し得らるゝ限りは之を節減し勉めて地方人民の負擔を輕減せしむべし然れども其監獄則施行の目的を達する爲め關くべからざる條件を充たすに必要なる費用は顧慮する所なく議會に支出を求むべし議會に於ては勉めて費用を節減するを以て主とすれども其理由の顯著なるに拘はらず濫に減額するか如きは賢明なる議員の爲さるべき筈なれば敢て議會の同意を得るやと難きにあらざるべし廿二年十月末の全國在監人總數は六萬三千三百七人なり監獄費總額三百六十二万三千百五十四圓八十三錢壹厘を以て右人員に配當すれば壹人の費す所金五拾四圓六十四錢二厘の割合なり決して少額なりと云ふべからず今日地方税収支消費に付ては前に豫算を議し後に精算の報告あれば随分究窺にて敢て冗費濫用の憂なきは余の深く信して疑はざる處なれども精細に事々物々に注意し吾か一家の經濟に注意するか如く深切ならしめは豈に猶は減少する所なりとせんや見よ今日荒涼たる村落民に榮色あり矮陋なる閑巷饑寒あるを免れず地方税は即ち是れ人民の膏血なれば豈に

(六七八三)

一錢一厘たりとも深く注意する所なくして可ならんや如何せは費用を減少せらるべきやば監獄の實務に當らるゝ諸君の胸中自から成算の在る筈なれば余は唯一二の項に付き開示する所あるへし
監獄の敷地は各地方共に多分の坪數を要するものゝ如し廳府縣所在地の監獄にして其最も大なるは五六萬坪を要し其小なるも猶千坪内外を要す蓋し其内には種々の建造物ありて廣さを要するも亦余儀なき次第なるへしと雖も其地坪廣に過くれば地所買入代は勿論周圍の塙堀に多額の金圓を費すへし又囚徒の工場往來役員の巡視にも時間を徒費すへし掃除等にも多少の人力を要すへし建築に付ても便利を主とし外觀の肺裁を飾りす最實用に適するを務むへし工場の監房と隔絶せざる如きも亦便利なるへし事務所の如き最も質素を貴ふ

見張立番門戸守衛等左迄の必要な部分に從前の仕來りに任せ人を使用するの元費なきか

勤務の方法其宜を得て果して人を徒使するの弊なきか

食料薪炭油等の消費果して濫用の弊なきか

帳簿等の整理等に繁冗複雜の患なきか

物品の購買方果して其宜を得たるか

監獄の工業を請負とせしめて官事業として其製造品を賣却するも果して不利なきか

右等の事は些少の點に至る迄能く注意すれば所謂積塵爲山の謬に漏れず果して經費を大に減し得へし又所謂節儉とは獨り金錢物品の消費に就てのみならず時に就ても亦空しく費さざるを以て節儉の

大日本監獄協會誌第拾四號

大日本監獄協會誌第拾四號

(三七七八)

統計

○大不列顛國監獄統計の研究

千八百九十年十一月出版に
係る佛國監獄協會雜誌抄譯

正員 佐野 尚譯

主義に適ふものとす時は即ち是れ金とは先賢の哲言實に吾を欺かさるなり又人を空しく使はさるも亦節儉なり何となれば人の努力は即ち是れ金なればなり效用多き様に金を使用せず又人と時間とを不必要的に空しく消費するか如きは經濟の要を失するものにして成功を永遠に期し難し又事々物々に能く注意すれば仕なくても宜しきあとに金を費し人手を費すおとなしとせず所謂用を節して人を愛するの意味須くく玩味すへし

終りに臨みて一言注意すへき必要あり他なし經濟に注意せざるへかかす又利益を計ふざるへからずと雖も然れども監獄則を變通利用しても利益を計ふんとするは監獄則の精神を傷くるものなり外役の如き工錢収入の點より論すれば利益の業なるへしと雖も利益の爲めに外役を盛にすへからざるは勿論其他の事業と雖も利益を賣るか爲の刑の執行の目的を害するか如きおとは決して爲すへからず

譯者曰く本編は千八百九十年五月佛國元老院に於る元老院議員、學士會員、監獄高等議會副會長、監獄協會名譽會長佛人ベランセー氏の演說筆記に係る英國は千八百七十七年以來監獄費を國庫支辨に歸し神速なる改良進歩を爲したる國なるが故に其監獄統計は地方税を以て監獄費の大部を支

(八七八三)

辨する本邦等に於ては大に參考となすに足らん乎
 ペランセー氏曰く余が今演述せんとする不列顛監獄統計は千八百六十七年より千八百九十年五月に至る間の囚員、監獄費、作業種類及作業費等とす我邦（國）の如き地方税に監獄を負担せしむる處に於ては改良の策に尽力するも其功水泡に属するものと數々なり痛嘆の外なし英國の如きは千八百七十七年以來其進歩したる實に驚くの外なし余は先づ英國及ウエल्スの地方獄統計より順次述ぶへし大不列顛の諸囚徒は總て入監當初九ヶ月間分房監禁を受け然る後至嚴なる作業に就けしめらるゝ、あとは永き年月間にして諸君の了知する所なるを以て其詳細は茲に演ぜず

抑英國及ウエल्ス地方監獄は現時五十九監にして千八百八十八年四月より千八百九十年三月迄に入監したる總囚員は實に十五万三千九百六十三人とす之れに海陸軍囚二千二百二十二人と負債囚八千五百六十四人を加ふるときは總計十六万三千八百四十九人なりと云ふ而して千八百九十年三月三十一日の在監囚は一万四千五百五十八人とす此は全く監獄を政府の直轄になしたるの一結果なりと（又右比較の爲千八百七十六年以後の在監平均數を述べれば、自千八百七十六年至千八百七十七年二万三千六十一人、自千八百七十九年至千八百八十年一万九千八百三十五人、自千八百八十二年至千八百八十三年一万七千八百七十六人、自千八百八十年至千八百八十九年一万四千七百五十八人となれり茲に注意すべきは地方獄中に陸海軍囚を監禁せるの新法を設けられたる以來前年度より其れ丈の囚員を増加したるものと是れありとす）上の入監總員中放免囚救護法に依りて保護したる囚徒は一万

大日本監獄協會誌第四拾號

大日本監獄協會誌第四拾號

(九七八三)

七千五百五十九人にして内男女を區別すれば男一万三千七百八十五人女三千三百七十四人なりとす

使役囚徒一日平均數

費用

自千八百六十七年 至千八百六十八年	一千六百七十七人	千六百七十七万七千	佛
自千八百六十八年 至千八百六十九年	一千八百四十五人	千四百二十四万八千	佛
自千八百六十九年 至千八百七十年	一千八百七十三人	千三百九十三万四千	佛
自千八百七十年 至千八百七十一年	二千三百六十一人	千三百九十五万三千	佛
自千八百七十二年 至千八百七十三年	一千九百八十八人	千七百〇〇三千	佛
自千八百七十四年 至千八百七十五年	一千七百七十九人	千七百七十三万六千	佛
自千八百七十六年 至千八百七十七年	一千六百六十九人	千七百五十三万三千	佛
自千八百七十八年 至千八百七十九年	一千五百十九人	九百八十八万四千	佛
自千八百八十年 至千八百八十一年	一千五百二十五人	千九百九十六万	佛
自千八百八十二年 至千八百八十三年	一千八百八十八人		
自千八百八十四年 至千八百八十五年	一千八百八十八人		
自千八百八十六年 至千八百八十七年	一千八百八十八人		
自千八百八十八年 至千八百八十九年	一千八百八十八人		

千八百八十八年より千八百八十九年に至る費用千九百九十六万佛の項目を細別すれば監獄官吏に關する費用五百五十五万佛、囚徒衣食費百八十七万八千佛、燈火費、暖室費、飲料水費、修繕費及建築費二百二十八万四千佛、運搬費及諸雜費九十八万四千佛となれり又囚徒の作業より生したる金員を細別すれば左の如し

一 製作品収入高

百七万八千五百

佛

(〇八八三)

二 監獄の建築修繕工事に關する見積高 三十九万六千 佛
 三 其他の作業より生ずる見積金高 百三十三万三千 佛
 右第二項の金は監獄實用に費したるものにして第一項及第三項の金高の生ずる細目を舉ぐれば石工、伐木、馬具鐵工、製靴、裁縫、製綱、釘書工、書籍、毛氈織、郵便書狀入袋製、毛拂器及麻屑の捲き方等の類なりとす

又囚徒の品行は一般好結果なり何となれば千八百八十八年より千八百八十九年間に地方獄に送致したる囚員中處罰せられたる者二万一千九百十五人のみ處罰の種類を細別すれば左の如し

鉄鎖と手錠を施されたるもの

男四十五十六人

女四百七十三人

施体罰を施されたるもの

男四百三十六人

女四なし

微罰分房に禁錮せられしもの

男四百七十七人

女四百八十三人

等級と特權を剥奪せられたるもの

男四一万千八百五十四人

女四九百八十七人

給與食物の一部を停止したるもの

男四一万六千三百六十二人

女四千六百九十六人

數囚因は入監の總囚員十五万三千九百六十三人中八万二千九百二十六人を出せり今千八百八十八年より千八百八十九年に至る男女兩囚の再犯以上の者を細別すれば左の如し

初犯

再犯

三犯

四犯

五犯

自六犯至七犯

自八犯至十犯

十一犯以上

男四 一九、八一四 九、〇八八 五、四一一 三、七九二 二、七四四 四、〇一四 三、三八六 六、七四四
 女四 五、五六四 三、三四九 二、二四八 一、七七二 一、三六六 二、一六六 二、〇九八 九、三七〇

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

(一八八三)

是の故に男囚の再犯以上は百人に付十二人にして女囚は百人に付三十三人の比例とす斯く女囚に數犯者の多數なるは二日乃至三四日の刑期の者をも包含するか故なりとを以上は地方獄に關する統計なり以下重罪囚を監禁する中央監獄の統計を述べん

徒刑囚にあつたる重罪囚は自千八百八十八年至千八百八十九年男囚八百二十二女囚六十三人なり今千八百五十九年より千八百八十八年に至る五ヶ年毎との該囚平均數と人口平均數とを舉ぐれば左の如し

千八百五十九年	囚徒二千五百八十九人	人口一千九百二十五万七千人
千八百六十四年	千八百〇〇〇人	二千〇〇三十七万〇〇人
千八百六十九年	千九百七十八人	二千〇百六十八万七千人
千八百七十四年	千六百二十二	二千三百〇八万八千人
千八百七十九年	千四百二十七人	二千六百三十九万〇人
千八百八十八年	九百五十四人	二千八百〇六万千〇人

斯く逐年囚員の減少したるは囚徒救済法の宜きを得たるより一大原因なりと云ふ

又大不列顛、シブラルタ、及東ラストラリに在る徒刑囚は千八百六十九年十二月三十一日の現在員一万一千六百六十人千八百七十五年十二月三十一日の現在員一万七千六百六十五人、千八百八十年三月三十一日の現在員一万八百三十九人千八百八十五年三月三十一日の現在員九千五百五十四人千八百八

(二八八三)

大日本監獄協會誌第拾四號

十九年三月三十一日の現在員六千五百七十二人なり此六千五百七十二人の徒刑囚を監禁したる監獄
と囚員を細別すれば

ボルスタル監獄 ナヤタム監獄 タートモール監獄 トベル監獄 バルクルスト監獄 ボルトラン監獄
ツウムート監獄 ウラルスフウド監獄 スクリウプス監獄 に監禁したるもの

ウラキング監獄に監禁したるもの 男囚 五千二百二十五人 女囚 なし
ブロエドモウル監獄には 男囚 八十人 女囚 三百五十八人

地方獄(英國)に監禁したるもの 男囚 二百二人 女囚 二十二人
ラストラリ監獄に監禁したるもの 男囚 十九人 女囚 八十二人

又ラストラリ殖民地の監獄は千八百六十九年より千八百八十九年に至る間に廢せしもの甚だ多しと
す就中シブラルタル殖民地の監獄は千八百七十五年に全廢せり又ラストラリ殖民地及ベルムード

殖民地には千八百六十七年以來移囚法を停止せり而して千八百三十六年より千八百六十七年に至る
間ラストラリ殖民地監獄に送致したる徒刑囚は總計五万四千四百八十六人にしてベルムード殖民地監獄
に送致したる徒刑囚は二千五百十二人なりと云ふ

徒刑囚に係る千八百七十七年より千八百八十九年に至る平均數と其費用とを舉ぐれば左の如し
自千八百七十七年 一万一千三百五十七人 一千〇八十八万九千八百八十八佛三〇撒
至千八百七十八年

自千八百七十九年 一万一千二百二十七人 一千〇五十八万五千二百五十三佛三〇撒
至千八百八十年 一万九百六十三人 九百七十四万九千五百五十五佛二〇撒
自千八百八十三年 八千六百七十六人 八百六十九万二千六百二十二佛一五撒
至千八百八十五年 五千九百九十五人 五百八十二万二千三百七十五佛五〇撒
自千八百八十八年

千八百八十八年より千八百八十九年に至る間の費金五百八十二万佛を細別すれば
監獄官吏に關する諸費 三百二十八万六千佛
重罪囚の衣食費、病室費及瘋癲囚に關する費用 百八十三万七千佛

燈火費暖室費飲料水費及修繕費 五十七万〇佛
諸雜費 十二万九千佛

又參考として千八百七十七年より千八百七十八年に至る間の監獄官吏に關する諸雜費を舉ぐれば監
獄官吏の部五百十八万七千佛にして諸雜費は五百七十万二千佛に達せり (未完)

通信

○看守精勤証書授與

長崎縣に於て看守精勤証書を受けられたる人々は左の如し
木下忠次郎氏 小林與七氏 石原正汎氏 岡部政太郎氏

大日本監獄協會誌第拾四號 (三八八三)

(四八八三)

牧 三郎氏 本野 米 一氏

(長崎縣監獄署報す)

右昨廿三年十二月二十七日附與せらる
岐阜縣に於て看守精勤証書を受けられたる人々は左の如し長田 元義氏 中村 鉄之助氏 戸 枝 爲義氏 村瀬利三郎氏
森 宗 一氏 齊藤 房治氏 山田喜太郎氏 堀江 錦治氏

(正員紀野維益報す岐阜)

寄書

○正員岡部伊三郎君の監獄則の質議に答ふ

正員 紀野 維 益 岐阜

無定役囚にして屏禁の罰に該當すべき犯罪者あるときは屏禁に處するものと當然なり然れども坐作の役は課すべきものにあらす何となれば素と無定役囚なればなり然るに斯くするときは監獄則第四十二條の明文に抵觸するのみならず屏禁罰の効なかるへしと此說一理なきにあらす雖も屏禁は坐作の役を課するを以て懲罰の目的と爲すものにあらす晝夜他の監房又は役場と隔絶したる監房に獨居せしめは以て足れりとす若し夫れ定役囚にありては勞役を避くるか爲め却て屏禁の罰に甘んずるか如き場合なしとせず故に定役囚には仍ほ服役時間坐作の役を課するの法意と解釋して可ならん乎

大日本監獄協會誌第四拾號

大日本監獄協會誌第四拾號

(五八八三)

●本誌第三十三號獄則處分の質疑に答ふ

正員 平 井 幸 吉 埼玉

本問の疑點は無定役囚に對し獄則處分として屏禁の罰を科するものと得るや否やに在り因て案するに余は無定役囚獄則を犯すも之れに屏禁の罰を科するを得ざるのみならず之を科するも實際其効果なかるへしと確信す請ふ左に其理由を陳せん

抑も立法者が刑法を制定するや犯罪の性質と犯罪の度と之に科する刑罰の程度とを對照し以て其犯罪に適應なる刑を規定したるよとは法律書一巻を繕きたる者の皆熟知せる所ならん而して刑に長短の別あるにも拘はらず一方には定役に服さしめ一方には定役に服さしめざるは何ぞや是れ其犯罪の性質を異にするに由る均しく囚人は囚人なりと雖ども斯く其待遇法を異にする無定役囚に對し獄則處分として課役ある屏禁の罰を科するとせん乎刑法と矛盾し背法たるの譏りを免れず刑法は本なり監獄則は末なり刑法あつて後監獄則始て其効用を爲す刑法は一國の法典なり監獄則は一個の規則に過ぎす一個の規則を以て法典の規定を左右する能はざるは確乎不拔の法理なり果して然らば無定役囚に屏禁の罰を科せんとするは是れ本末を失するものなり是れ順逆を誤るものなりと言はざるを得ず之れ無定役囚には屏禁の罰を科するを得ずと言ふ以所なり、よし一步を譲り質疑者の説の如く背法に非ずとするも實際懲罰の効用薄弱ならざるを得ず何となれば懲罰なるものは其目的犯者に苦痛を與へ之を懲らして復た此轍を蹈む勿くしむるにあり懲罰にして苦痛を感ずるなき乎其名懲罰にし

(六八八三)

て其實懲罰にあらざるなり無定役囚は時と場合により一房内に獨居せしむるものとあり是れ等の囚人は長日數時間拱手徒座閑散に苦しみ自ら請て作業に就かんとするもの續々たり若し此輩を屏禁に處せん乎恰も懲罰と請願就役と相擇ふ所なきの結果を見るに至らん否な懲罰は却て犯者に快樂を與ふるの具となるやも亦計るへからず由是觀之は法理上より論するも實際上より言ふも到底無定役囚に對し屏禁の罰を科するは其當を得たるものにあらざるなり

上來論述の理由に依り余は無定役囚獄則を犯すも屏禁の罰に處するを得すと答へんとす

附言工錢給與云々の點は刑法第二十五條及監獄則施行細則第五十一條を讀下それは一目瞭然たるを以て此に贅せず

本會記事

謹吊本會名譽會員二條實美公薨去

明治廿四年二月十八日、内大臣正一位大勳位公爵三條實美公薨れ給ひぬ、おれに先ちて左の勅旨あり

内大臣從一位大勳位公爵 三條實美

朕踐祚の初、幼冲にして一に輔弼に頼る、卿躬重任に膺り、獎勵匡救、諄師父に同じ、覃竭懈な

く、終始渝らず、洵に是中興の元勳、實に臣庶の龜鑑たり、茲に特に正一位に叙し、純忠を表彰す

御 璽

明治二十四年二月十八日

奉 勅

宮内大臣從二位子爵 土方久元

あはれ、今此純忠の大臣を失ふ、我國の不幸大なりといひつへし、むべしとありとある人々、争ふて追悼哀惜の思を述べ、殊に我大日本監獄協會には名譽會員にあらせ給ふ、いかでか一言申さずてあらむや、しかあれど、公の功大に徳高きは何人もつばらに知れるとなれば、今更に云ふもあたふし、はた云ひつくし得べくもあらず、只公の生前に正一位に叙せられ給ひしとに付き、聊か歴史上の事實を挙げ、それによりて、公が千載唯一の人たることを明にしてまじ

謹みて舊記を案するに、太實の制ありしよりまのかた、正一位に叙せられたる人々は、藤原武智磨、藤原仲磨、藤原永手、及び橘諸兄の四公のみ、その以前にありて藤原鎌足公は大織冠の位を授けられたり、大織冠は當時無上の位にして、太實の制の正一位に比すへし、さて此五公の内、鎌足公は内大臣、仲磨公は太師として共に極官に進みしかども、他の三公は皆左大臣に止まり、武智磨永手の兩公は太政大臣を追贈せられたるのみ、而して仲磨公は末節全からず、其身斧鉞に死し、臭を萬代に流せり、されば誠忠無二終始渝らず、功成りて名全き三條公とは年を同ふして語るへからず、只

大日本監獄協會誌第四拾號

(七八八三)

(八八八三)

公とくふべきものは公の遠祖鎌足公のみ。鎌足公は天智中興の政を佐けて數百年來の弊制を改革し、皇基を泰山の安きに置けり、三條公は 今上を佐けて王政復古の偉業を成し、數百年來陵夷せる皇道を振張したり、公と鎌足公と、共に無上の官位に昇り人臣の榮を極むるもむべなりかし。四公の正一位に叙せられたるよとは前の如し、其後千百有餘年の間に太政大臣たりし人は多かれど、正一位に叙せられたる人なし、三條公の功德をもて始めて之に適ふを得て、正一位の名位に叙せらる、まことに千載唯一の人にあらずや、あはれ此千載唯一の大臣薨れ給ひぬ、大日本監獄協會、恭しく茲に追悼惋惜の意を表す

●會葬 石澤本會庶務局長には會員總代として三條公の葬儀に會せられたり

●本會議員死去 本會議員廣島縣典藏島村安度君には本月二十一日任地廣島に於て病没せられたり

●廢刊 去る二十二年六月發刊以來大ひに監獄社會に好評ありし警察學監獄學雜誌は今回廢刊したり曩きには獄事新報の廢刊あり今又此講義錄廢刊す定期刊行の獄事雜誌相次て廢刊するはいと惜むべきふとにこそ

●萬國監獄委員會雜誌 庶務委員佐野尙君には本月より萬國監獄委員會雜誌(該會の規則は本誌第九號に掲けあり)購讀者中へ加入せしを以て本會は歐米の監獄の新事情を知るに於て爾後幾層の便を得へし

●監獄官の任免異動

長野縣雇 堀井敬之助君

任長崎縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給せらる

長崎縣監獄書記 山口卯太郎君

長崎縣監獄書記 杉町永順君

判任官五等上級俸を給せらる

長崎縣看守長 木藤 良君

長崎縣看守長 淺井信 道君

長崎縣監獄書記 田崎 省三君

判任官五等下級俸を給せらる

長崎縣看守長 原田新三郎君

長崎縣看守長 林清一郎君

長崎縣看守長 伊東 錄次君

判任官六等上級俸を給せらる

長崎縣監獄書記 山春啓次郎君

判任官六等下級俸を給せらる

峯 俊 藏君

長崎縣監獄醫を命せられ月俸十五圓給せらる

高石 大 節君

長崎縣監獄教誨師と命せられ月俸十圓給せらる

長崎縣監獄書記 幡本 廣治君

判任官四等上級俸を給せらる

長崎縣平戸監獄支署 看守長 宮本延太郎君

判任官五等上級俸を給せらる

長崎縣福江監獄支署 看守長 大塚 良 繁君

判任官五等下級俸を給せらる

寺山 玄 真君

長崎縣平戸監獄醫を命せらる

正林 宣 實君

長崎縣平戸監獄教誨師を命せらる

重松 幸 松君

長崎縣島原監獄支署教誨師を命せらる

七里 圓 長君

長崎縣福江監獄教誨師を命せらる

號四拾參第誌雜會協獄監本日大

(九八八三)

本會記事 監獄官の任免異動

(六一)

長崎縣監獄支署 監獄書記兼看守長 江 口 保 君
判任官六等上級俸を給せらる

長崎縣監獄支署 監獄書記兼看守長 池 田 守 義 君
判任官六等下級俸を給せらる

赤木末四郎君
長崎縣武生水監獄支署監獄醫を命ぜらる

長崎縣大村監獄支署 監獄書記兼看守長 土 肥 實 一 君
判任官六等下級俸を給せらる

宮城縣収税局 吉 田 保 壽 君
任宮城縣看守長叙判任官六等、下給俸を給せらる

非職警視廳警部 井 上 鼎 君
任宮城縣監獄書記叙判任官五等、上給俸を給せらる

長野縣看守長 井 上 信 之 助 君
任裁判所書記叙判任官六等、上給俸を給せらる

東谷省遊君
任長野縣監獄教誨師月俸八圓給與上田監獄支署勤務を命ぜらる

本多弘道君

長野縣監獄教誨師の囑托を解かる

非職岐阜縣警部 中 川 靜 君

任岐阜縣監獄書記叙判任官三等、下級俸給與
岐阜縣典獄職務代理を命ぜらる

岐阜縣監獄書記 紀 野 維 益 君

岐阜縣典獄職務代理を免ぜらる

岐阜縣看守 篠 田 正 德 君

任岐阜縣看守長叙判任官六等下級俸給與監獄署警守課詰を命ぜらる

岐阜縣監獄書記 富 山 要 次 郎 君

愛知縣へ出向を命ぜらる

岐阜縣看守長 平 塚 由 吉 君

岐阜縣監獄書記に兼任せらる

會 告

岐阜縣監獄書記 平 塚 由 吉 君
叙判任官六等、上級俸を給せらる
杉 直 次 君
岐阜縣監獄醫に任し月俸貳拾七圓を給與せらる
櫻 井 謙 三 君
岐阜縣監獄醫に任し月俸十九圓を給せらる
岩 松 猛 次 郎 君
岐阜縣監獄醫に任し月俸十七圓を給せらる
荻 野 廓 龍 君
岐阜縣教誨師に任し月手當拾圓を給せらる

岐阜縣高等小學校訓導 森 貞 次 郎 君
兼任岐阜縣教誨師、月手當五圓を給せらる
岐阜縣大垣監獄支署監獄醫を命ぜらる
石 原 永 吉 君
岐阜縣高山監獄支署監獄醫を命ぜらる
永 井 松 允 君
岐阜縣高山監獄支署教誨師を命ぜらる
梁 瀬 量 元 君
任山形縣監獄書記叙判任官六等、下級俸を給せらる
伊 東 政 房 君

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては

(二九八三)

大日本監獄協會雜誌第四拾號

獄事に關し意見又は疑義を懷かるゝ諸君
會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君

は幸に獄事の爲めに其勞を厭はせらるゝとなく續々御寄稿相成度希望致候也

一雜誌實費は昨二十三年九月分(第二十九號)より一部に付金七錢の割を以て
東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御入金の節は事務所等宛にせられす必ず東京集治監官舎石澤謹吾氏宛
にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用
は二割増とす

一會計主幹關長齋君病死せられたるに付當分の内庶務補佐員小林益三郎君(東京
集治監書記)石澤庶務局長の監督の下に會計主幹を心得らる

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

本會名譽會員

侯爵 蜂須賀 茂昭 君
伯爵 伊藤 博文 君
子爵 板本 武揚 君
子爵 山尾 庸三 君
芳川 顯正 君

本會特別會員

中村 正直 君
石井 邦猷 君
清浦 奎吾 君
小原 重哉 君
小野田 元熙 君
川合 鱗三 君

特別會員禮遇

獄務顧問 フォン、セーパツハ君

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算費額ヲ以テ算出スルモノトス
雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ナシ
爲ス正則トス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推薦ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推舉ス

副會長 一人

名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ推舉ス

庶務局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

調查局長 一人

維持會員中ヨリ推舉ス

主幹 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

庶務委員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

調查委員 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

議院 二人

維持會員中ヨリ推舉ス

典獄及ヒ副典獄又ハ典獄代理

公撰議員 十人

特別調查委員 十人

特別調查委員 十人

之ヲ囑托ス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

會計ニ關スル事

庶務ニ關スル事

調查局長ハ左ノ事ヲ掌ル

雜誌ノ編輯及ヒ印刷

海外通信

諸君ノ建議

統計ニ關スル記録

特別調查委員ニ關スル事

衛生ニ關スル事

集會ニ關スル事

庶務委員及ヒ調查委員

庶務又ハ調查ノ事務ヲ分掌スルモノ

庶務及ヒ會計主任

記録主任

編輯主任

海外通信主任

議院

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調查委員

會長ノ囑托ニ依リ一事件ヲ調査スルモノトス

第四條 入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵

便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ

規則細則并ニ入會申込証ヲ送付スル

モノトス

第五條 會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモノトス

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナシ

明治廿三年七月十二日改正